

～事業主の皆様へ～

## 高年齢者雇用状況報告書の様式の一部が変更になります。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、県内の常用労働者数31人以上規模の企業（平成20年度までは51人以上規模の企業）を対象に、毎年6月1日現在でご記入いただいている高年齢者雇用状況報告書の内容が一部変更になります。

（報告書の様式等は5月下旬頃、厚生労働省委託業者から郵送されます。）

今回の変更は、65歳までの安定した雇用を確保するため、継続雇用制度の対象とならず離職した者の数等、継続雇用制度の運用状況を的確に把握できるようにするために行われるものです。

### 変更箇所～報告書の⑮欄

○昨年の報告書

⑮今後1年間の定年到達者等の見込み	(a)定年到達予定者の総数 ((b)+(c)+(d))	(b)定年による離職予定者数 (継続雇用を希望しない者)	(c)継続雇用予定者数	(d)継続雇用を希望したが基準に該当しないことによる離職予定者数	(e)継続雇用の終了による離職予定者数
	6人	1人	5人	0人	2人



○今年の報告書

⑮過去1年間の定年到達者等の状況	(a)定年到達者の総数 ((b)+(c)+(d))	(b)定年による離職者数 (継続雇用を希望しない者)	(c)継続雇用者数	(d)継続雇用を希望したが基準に該当しないことによる離職者数	(e)継続雇用の終了による離職者数
	5人	1人	3人	1人	4人

昨年までは、⑮欄は今後1年間の定年到達者等の見込みについてご記入いただきましたが、今年から過去1年間の状況をご記入いただくこととなります。

平成21年6月1日から平成22年5月31日までに

- ・定年を迎えられた方の継続雇用の状況 (b)+(c)+(d)=(a)
  - ・定年後の継続雇用制度の上限年齢を迎えられて離職された方の状況 (e)
- をご記入くださいますようお願いいたします。

～正確な報告にご理解・ご協力をお願いいたします。～

詳しくは、職業安定部職業対策課 高齢者対策担当  
又は、県内各ハローワークにお問合せ下さい。